

総行地第14号
平成27年2月13日

各都道府県知事 }
各市区町村長 } 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
(公印省略)

高齢者等の雪下ろしへの支援について (通知)

人口の減少、高齢化の進展に伴い、豪雪地帯において高齢者のみの世帯が増加し、降雪期には高齢者が自ら屋根に上り、雪下ろしなどの除雪を行わざるを得ない状況が生じています。このため、降雪量が比較的多い年には、高齢者を中心に雪下ろし中の事故が多発しており、近年では年間100名を超える方が雪害の犠牲となっています。

今冬も例年に比べ降雪のペースが早く、北日本、北陸の日本海側を中心に積雪量が平年よりも多く、雪下ろし中の事故、特に高齢の方が犠牲となる痛ましい事故が多発しています。

このような深刻な事態に対応すべく、平成26年度特別交付税3月分の算定より、新規項目として「高齢者等の雪下ろし支援」を創設し、下記の経費について、その所要額の8割を措置することとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、高齢者等の雪下ろし中の事故の抑制に向け、高齢者等の雪下ろしに対する支援の充実や除雪作業中の安全確保への注意喚起等に取り組まれるよう、よろしく願いいたします。

記

1 雪下ろしが困難な世帯に対する支援に要する経費

自ら雪下ろしを行うことが困難な高齢者等が民間事業者に雪下ろしを委託する際の費用に対して助成し、又は自治会や除雪ボランティアが地域ぐるみで行う高齢者等の雪下ろしを支援する際などに必要となる経費

2 雪下ろし時の安全対策の普及啓発に要する経費

雪下ろしの際に命綱やヘルメットを装着し、複数人で作業を行うといった安全対策について、広報を用いて注意喚起を行い、又は自治会の集会等において講習を行う際などに必要となる経費

3 雪下ろしの担い手の育成に要する経費

雪下ろしの担い手不足に対し、担い手の確保を目的として、地域住民が参画する共助組織に対して除雪機を貸与し、保険料を助成する際などに必要となる経費

総務省地域力創造グループ地域振興室 原 課長補佐、入江
TEL 03-5253-5533 (FAX 03-5253-5537)
Eメール t2.irie@soumu.go.jp